

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	利府町 子ども・子育て支援法及び児童福祉法による子ども・子育て支援に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

各班員にユーザーIDとパスワードを設定し、操作履歴を追跡できるようにすることで内部の不正利用を監視できるようにしている。また、システム端末を外部ネットワークと分離することで情報流出を防止している。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和3年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、その他関係政省令に従い、申請児童の支給認定及び認定変更、特定教育・保育施設の利用調整、事業所(者)の認可・確認、保育給付費の審査・支払、利用者負担額の算定・徴収を行っている。 子ども・子育て支援法及び児童福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ○子どものための教育・保育給付に係る支給認定及び認定変更 ○特定教育・保育施設の申込に係る利用調整及び施設へのあっせん ○特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担額の算定及び徴収 ○特定教育・保育施設に対する施設型給付金の審査及び支払
③システムの名称	子ども子育て支援システム 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援制度に関する対象者基本情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表1 第8項及び第94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法 第19条第7号 別表第2 第13項、第16項及び第116項 情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 TEL:022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 TEL:022-767-2196

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	各班員にユーザーIDとパスワードを設定し、操作履歴を追跡できるようにすることで内部の不正利用を監視できるようにしている。また、システム端末を外部ネットワークと分離することで情報流出を防止している。	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事後	セキュリティ強化対策による追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども支援課長 櫻井やえ子	子ども支援課長 阿部義弘	事後	人事異動
平成29年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	システムの名称	子ども・子育て支援システム 中間サーバシステム 団体内統合宛名管理システム	子ども子育て支援システム 宛名管理システム	事後	システム変更に伴うもの
平成30年7月13日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども支援課長 阿部義弘	子ども支援課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	表紙「評価実施機関名」	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和3年3月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	
令和3年3月31日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	